

戸手多摩川町内会会則

令和5年3月12日改訂

第1章 総則

- 第1条 本会は、戸手多摩川町内会と称する。
第2条 本会の事務所は、町内会会長宅に置く。
第3条 本会は、幸区戸手4丁目9～12番地に居住し、且つ、多摩川沿いの集合住宅に居住する世帯並びにその住居を所有するものを以て構成する。

第2章 目的

- 第4条 本会は、会員相互の親睦を深めると共に、地域環境や防災などの整備に努め、関係機関とも協力し、住民生活の維持向上と明るい町づくりを行なう事を目的とする。

第3章 事業

- 第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、必要な事業を行う。
1. 防火、防災、防犯に関する事項
 2. 安全なる交通指導、並びに交通教育に関する事項
 3. 保健、衛生、並びに町内の美化に関する事項
 4. 生活環境の維持向上、並びに社会福祉に関する事項
 5. 青少年の健全なる育成、会員の体育向上に関する事項
 6. 本会内外の各種団体、及び行政との連絡調整に関する事項
 7. 行政情報の活用
 8. その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事項
- 第6条 前条の事項を達成するため、次の事業部を置き、業務を分担し、会の運営に当る。
(1)防火・防災部 (2)交通・防犯部 (3)青少年育成部

第4章 役員・幹事・サポーター

- 第7条 本会運営のため次の役員・幹事・サポーターを置く。
- | | |
|---------|------------------|
| 1、会長 | 1名 |
| 2、副会長 | 若干名(各マンションの代表) |
| 3、会計 | 1名 |
| 4、事務局長 | 1名 |
| 5、会計監査 | 2名 |
| 6、常任幹事 | 3名(3事業部の各部長) |
| 7、幹事 | 若干名(一般枠・推薦枠から選出) |
| 8、サポーター | 若干名 |
| 9、顧問 | 若干名 |